

令和 7 年度
職長・安全衛生責任者能力向上教育の開催ご案内
URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会山形県支部
登録番号：T5010405001851
TEL 山形県支部：023-642-3033
技能安全センター：0237-83-2211

労働安全衛生法第 60 条により、建設業の職長は職長教育を修了していなければならないとされています。
そして、建設業における労働災害防止を推進する上で、職長及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、今般、安全衛生教育推進要綱(平成 3 年 1 月 21 日付基発第 39 号)に基づき、建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育等(平成 29 年 2 月 20 日付基発第 0220 第 3 号)が定められました。
当支部では、上記をうけて職長等の職務又は安全衛生責任者の職務に従事する者について、概ね 5 年を経過した方を対象に「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育」を下記により実施いたしますので貴社及び貴社の協力会社の方々がこの機会に多数受講されますようご案内申し上げます。

1 講習日時

日 程	講習会場
令和 7 年 5 月 9 日 (金) 8:50~16:00	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原 1 6 6 0 TEL : 0 2 3 7 - 8 3 - 2 2 1 1

2 受講対象者（建設業における次の者とする。）

「職長・安全衛生責任者教育修了証」または、「職長教育修了証」を取得後、概ね 5 年経過した者。

3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建 災 防 会 員 (会員には受講料 2,000 円補助)
受講料・教材費	受講料 9,130 円 教材費 1,155 円	受講料 7,130 円 教材費 1,155 円
	合 計 10,285 円	合 計 8,285 円

4 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可、コピー可
- ② 現在所持している「職長・安全衛生責任者教育修了証」または、「職長教育修了証」の写を裏面に貼付すること。
- ③ **修了証の原本確認**
受講申込書の「修了証の原本確認」の欄では、**事業者等(担当者含む)が修了証の原本と確認する必要があります。**(ただし、建災防山形県支部が発行した修了証は、原本確認は不要です。)
- ④ 受講に際しては、**修了証の写が必要**ですので、修了証の紛失や氏名の変更がある場合は、あらかじめ発行機関で再交付や書替を受けたうえで写を添付して下さい。

(注1) 上記の申込書等①、②を予め申込先に郵送(提出)すること。

(注2) 定員(48名)になり次第締切りますので、早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。
(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通Nº. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通Nº. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

5 修了証

全科目受講された方には「職長・安全衛生責任者能力向上教育修了証」を交付します。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「安全衛生教育 統合修了証」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「安全衛生教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証二穴を開けられ提出不要です。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻した場合は受講できません。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前(土、日、祝日を除く)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索

CLICK!